

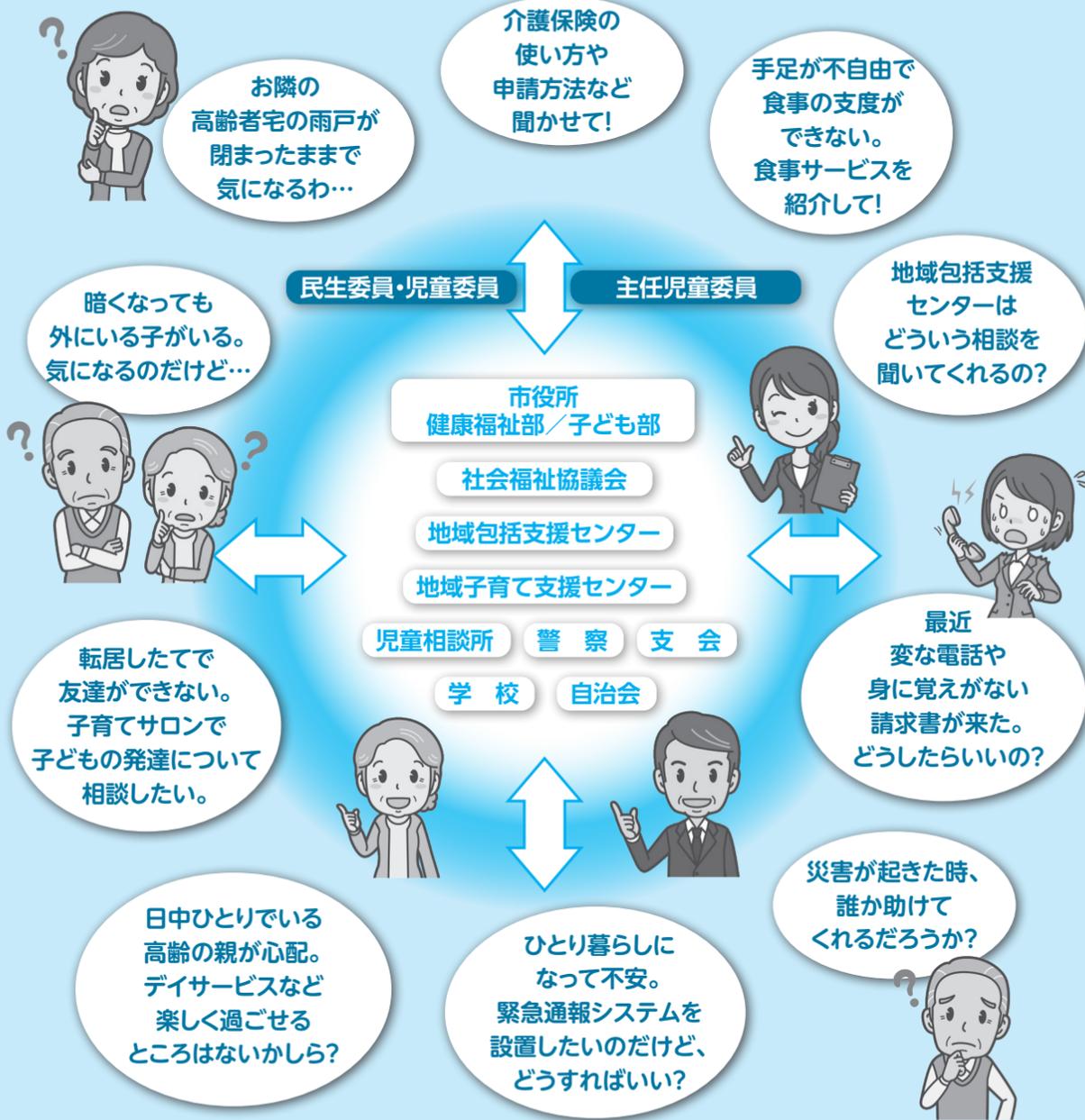
民生委員・児童委員は あなたの身近な相談相手



民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域の皆さんのよき相談相手として大切な役割を担っています。少子化や核家族化が進み、地域のつながりが希薄になりつつある中で、民生委員・児童委員の役割はますます重要になっています。

こんな時、声をかけてください!

私たちは、皆さんと各種機関の橋渡しをしています!!



日頃の声かけ・見守りを大切にしています。身近な心配などを相談してください。

市内では201名の民生委員・児童委員が活動しています

市内では10地区に201人（8年1月末現在）の民生委員・児童委員が、それぞれ担当する地区の皆さんの身近な相談相手として活動しています。生活上の困りごとなどの相談を受け、行政機関やその他関係機関につなぐ役割を担っています。

民生委員・児童委員の中には、特定の区域をもたず児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。主任児童委員は、小・中学校や児童福祉関係機関などと連携しながら、担当区域をもつ民生委員・児童委員と一体となって児童福祉活動を行っています。

守秘義務があります 安心して相談してください

民生委員・児童委員には一般の公務員と同様に守秘義務があります。皆さんの相談内容が関係者以外に漏れることはありません。安心して相談してください。

民生委員・児童委員は、顔写真付き「民生委員・児童委員証」を携帯しています。相談するときや自宅に訪問されたときなどは確認してください。



問い合わせは
健康福祉課 421-6731へ

■青少年相談をご利用ください
青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談をお受けします。助言のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

▼相談方法 ①電話相談、②来所相談（要電話予約）。受付時間は月曜日・金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時。問い合わせは、青少年センター 421-6731 / 2842 / 大和田138-12 教育委員会庁舎内へ（青少年センター）

地域の自治会に加入しませんか?

八千代市には、約250の自治会があり、温かく住みよい街をつくるため、会員同士が力をあわせて活動しています。活動内容は、それぞれの自治会で異なりますが、災害など、いざという時に備えた防災活動、地域の見守りのための防犯活動、町内美化のための清掃活動のほか、お祭りや親睦行事などを行っています。

自治会へ加入したいときは、各地区の自治会長等へ申し出てください。自治会長等が不明な場合には、下のコードから申し込んでください。申し込み後に自治会長等から案内があります。
(コミュニティ推進課 421-6718)



広報やちよや市ホームページに 広告を掲載しませんか

広報やちよに掲載する有料広告と市ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。いずれも、広告の原稿や電子データなどの作成に係る費用は自己負担です。掲載できる広告は、八千代市有料広告取扱要綱および八千代市広告掲載基準に基づいたものです。要綱と基準は、市ホームページに掲載しています。

■広報やちよ 広報やちよ4・5ページの下部に掲載

▼規格 1枠で使用する場合：縦75mm×横118mm、2枠合わせて使用する場合：縦75mm×横240mm。配色はカラー4色（シアン、マゼンダ、イエロー、ブラック） ▼申し込み・問い合わせ 株式会社サンケイちば企画 043(202)8600 / 千葉市中央区中央4-17-3 袖ヶ浦ビル

■市ホームページ トップページの下部に掲載

▼規格 バナーのサイズ：縦60ピクセル×横150ピクセル、データの量：20キロバイト以内、データ形式：GIF・JPEGまたはPNG形式（動画は不可） ▼掲載料 1か月2万円 ▼申し込み 市が委託する広告代理店に申し込み
(広報広聴課 421-6704)